

水道料金等に係る遅延損害金と延滞金について

水道料金及び下水道使用料を期限までにお支払いがない場合、期限内にお支払いをいただいている大多数の方との公平を図るため、行方市債権管理条例第7条(平成31年4月1日施行)に基づき、平成31年4月使用分(5月請求分)から、水道料金については遅延損害金、下水道使用料については延滞金がかかる場合があります。

水道料金の遅延損害金については、当初のお支払い期限の翌日から以下の利率が適用されます。

令和2年4月1日から「民法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、年5%から年3%に変更されました。ただし、施行日(令和2年4月1日)以前に生じている利息については、旧法の適用により年5%が適用されます。

【水道料金の遅延損害金の利率】

期 間	利 率
平成31年4月1日～令和2年3月31日	5%
令和2年4月1日～令和8年3月31日 (市中金利の変動に合わせて3年ごとに見直されます)	3% (令和2年4月1日以前に生じている利率は5%)

下水道使用料の延滞金については、当初のお支払い期限の翌日から1か月を経過する日までは年2.4%の利率が適用され、1か月を経過する日の翌日からは年8.7%が適用されます。これまでの延滞金の利率は以下のとおりです。

(延滞金の利率は、毎年1月1日に見直しが行われます。)

【下水道使用料の延滞金の利率】

期 間	利 率	
	1か月を経過する日まで※	1か月を経過する日の翌日から
平成31年4月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日～令和6年12月31日	2.4%	8.7%

なお、水道料金及び下水道使用料がそれぞれ二千円未満の場合、または、遅延損害金及び延滞金の算出額が千円未満のときはかかりません。

また、それぞれの遅延損害金及び延滞金の算出額が千円以上のときは、百円未満の端数を切り捨てます。

水道料金及び下水道使用料は、期限内にお支払いいただきますようお願いいたします。